慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「親教育指針書」(韓国「親教育共同研究会」(2011年4月刊行))(翻訳)
Sub Title	Guide for the parent education after divorce (Korea "Working group of the parent education")(Translation)
Author	犬伏, 由子(Inubushi, Yukiko) 田中, 佑季(Tanaka, Yuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2013
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.86, No.1 (2013. 1) ,p.89(94)- 130(53)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20130128-0130

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料 「親教育指針書」（韓国「親教育共同研究会」（2011 年 4 月刊行））（翻訳）

犬伏由子／監修
田中佑季／訳

1．本書の意義

離婚大国ともいえるアメリカ（2007 年の普通離婚率（人口千人当り離婚件数）3.6。同年、韓国の普通離婚率 2.5、日本の普通離婚率 2.02）では、親の離婚によって子に生じうるネガティブな影響から子を保護するため、裁判所の離婚手続の中で、親教育プログラムの先駆的試みが始められていた(1)。韓国でも、離婚件数全体の中で未成年の子を持つ夫婦の割合が 6 割程度存在する反面、親の離婚に直面している子の利益保護に対しては、必ずしも十分な配慮がなされてこなかったことから、子の福利を増進するために、親の離婚のプロセスの中で、「親教育」を実施する必要性が、法院（裁判所）内外において認識されるようになった。そこで、アメリカなどの「親教育プログラム」を参考にしつつ、ソウル家庭法院を中心に「親教育」についての取り組みが進められてきた(2)。特に、2007 年 12 月 21 日民法（家族法）改正（2008 年 6 月 22 日施行）により、家庭法院における協議離婚意思確認手続の中で、離婚意思確認申請当事者に対する離婚案内が義務化され、未成年子のいる夫婦に対しては、離婚案内の中で「親教育」を全国的に実施することとなった。

また、裁判離婚当事者に向けた親教育プログラムは、2009 年 8 月にソウル家庭法院において発足した「子ども問題ソリューション会」によって作成され、2010 年 1 月 10 日から実施された。しかし、協議離婚意思確認手続の冒頭に実施される「親教育」については、全国の法院によって実施方法・内容がバラバラで、先駆的取り組みが進んでいたソウル家庭法院のようにうまくいってはいなかった。ま

た、裁判離婚当事者に対する親教育の実践もソウル家庭法院にとどまっていた。

そこで、2010 年 8 月頃、親教育の研究を発展させ、全国に普及するために、全国の法院の法官（裁判官）、家庭法院専門調査官が自発的に集まり、「親教育共同研究会」を発足させた。この研究会は、2010 年 12 月頃、親教育の補助教材として、父母に配布するための小冊子『父母』を作成し、さらに、2011 年 4 月には、親教育実施者のために本書（『親教育指針書』）を作成した。本書は、親教育を担当することになる専門家に配布され、親教育の全国的レベルアップや統一的運営につながることが期待される。本書には、親教育の原則的方向と基本的内容が含まれており、所謂ハウツーものではないが、親教育の担当者、及び、法官がこの本の内容を熟知し、活用することによって、司法手続における子の福利の保護に一層目が向けられることになろう。さらに、2012 年 9 月 19 日に大法院裁判例規第 1400 号「家事裁判（家事訴訟・家事非訟）・家事調停及び協議離婚意思確認手続における子ども養育案内に関する指針」が制定され（2012 年 11 月 1 日施行）、協議離婚と裁判離婚において親教育（子女養育案内）の全国的な普及と（内容と方式の）統一性を図ることが目指された。この例規第 1400 号の条項には本書（『親教育指針書』）の内容も含められている。従って、本書は、今後、全国における親教育の実務指針ともなるものと考えられる。

以下、本書の翻訳は、慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程 3 年田中佑季が担当し、犬伏由子が監修した(3)(4)。

（1） 棚村政行「子の監護調停における父母教育プログラム―カリフォーニア州家庭裁判所サービスでの最近の動向―」ケース研究 243 号（1995 年）24 頁以下、棚瀬一代『離婚と子ども』（創元社、2007 年）160 頁以下、渡部信吾「子の監護を巡る親教育プログラムについて―米国ネブラスカ州ダグラス郡の実情―」ケース研究 303 号（2010 年）225 頁以下参照。

（2） 犬伏由子＝宋賢鐘「韓国法における親の離婚と子の養育について―子の利益（福利）を実現するシステムの構築に向けて」第 2 章（本誌本号 154(29)頁以下）参照。

（3） 以下では、目次のうち、「本書の刊行にあたって」および「別添ソウル家庭法院の親教育資料」をのぞく、第 1 章から第 8 章までを訳出した。なお、翻訳にあたって、本文のレイアウト等について、若干変更を加えている。

（4）「親教育指針書」は、2012 年 11 月 23 日に犬伏由子及び田中佑季らがソウル家庭法院訪問調査を実施した際、ソウル家庭法院から頂いた資料に含まれていたもので

ある。なお、ソウル家庭法院訪問調査等にあたっては、早稲田大学特定課題研究費（課題名「家族に係わる個別立法（特別法）が家族法（一般法）に与えた影響及び相互関係の法理論的分析」研究代表岩志和一郎早稲田大学法学学術院教授）による補助を受けている。

2．翻訳

【翻訳】親教育指針書

【目次】

本書の刊行にあたって
第 1 章　基本指針
　Ⅰ．はじめに
　Ⅱ．留意点
　Ⅲ．資料の出処
第 2 章　親
　Ⅰ．親の感情の理解
　Ⅱ．別居及び離婚の段階
　Ⅲ．別居及び離婚の課題
第 3 章　子
　Ⅰ．子の心理状態
　Ⅱ．親の離婚の際に子が感じる最も大きなおそれ
　Ⅲ．子の年齢に基づく反応
　Ⅳ．子の年齢に基づく点検事項
第 4 章　対処
　Ⅰ．親の望ましい行動
　Ⅱ．専門家の助け
第 5 章　葛藤の管理
　Ⅰ．親の離婚が子に及ぼす影響
　Ⅱ．親の葛藤と子の適応
　Ⅲ．訴訟に臨む態度
第 6 章　法的問題の解決
　Ⅰ．親権及び養育権
　Ⅱ．面接交渉権
　Ⅲ．養育費
第 7 章　養育計画の樹立
　Ⅰ．養育計画を立てる際に親が知っておくべき子の基本的欲求
　Ⅱ．養育計画を立てる際の考慮事項
第 8 章　離婚後の親の役割
　Ⅰ．離婚後の子の養育と関連する問題
　Ⅱ．望ましい親の役割
別添　　ソウル家庭法院の親教育資料

第 1 章　基本指針

Ⅰ．はじめに

家族が離婚という困難な状況にあったとしても、子は親から（少なくとも親の一方から）愛情豊かな世話を受けなければなりません。また、親による世話と愛着関係は、子の発達過程に合うように適切に形成される必要があります。しかし、離婚訴訟過程での法的手続上、当事者（親）間の公平性、又は当事者（親）の利益のた

めの解決策が優先視される場合には、子の最善の利益を保護できない結果がもたらされることがあります。

離婚という非常に激しいストレス状況に立たされている親は、自身の立場や欲求と子の利益を区分する能力が、一時的に減少しているといえます。従って、親が離婚する過程で子の利益が看過されないよう、法院による後見的介入が必要であるという主張が力を得ており、このような意味で親教育の必要性が浮き彫りになっています。この親教育指針書では、親が離婚する際に、子はどのような経験をすることとなるのか、親が子の手助けとなるために何をすべきか、離婚する親が経験し、解決しなくてはならないことは何であるか、親として子と良好な養育関係を築いていく方法は如何なるものであるかについて取り扱います。

合わせて、この指針書の中で不十分な部分については、今後持続的に補完・発展させていくこととし、未完成な状態であることを申し上げておきます。

Ⅱ．留意点

1. この親教育指針書の内容は、離婚や別居中にある親のためのものです。

2. この指針書は、親－子関係に焦点を置いています。夫婦間の葛藤や問題に重心を置くよりは、親と子の関係を良好なものとし、幸福と安寧を増進させるために行うべきことについて扱います。

3. この指針書は、教育のためのものであり、治療のためのものではありません。従って、一般的な原則と指針を提示し、個人の具体的事情については扱いません。

4. 家庭暴力、又は児童虐待の被害を受けている家族には、この指針書の一部内容が適切でない場合もあります。親教育の過程で教育担当者は、親に対して、暴力を受けていたとしても、子のために関係を維持し、助け合わなくてはならないという意味で受けとられかねない言及をしてはならず、被害者と子の安全が最優先されるべきであると強調しなくてはなりません。

5. 離婚する親に、たとえ今離婚という人生の苦しい過程を経験していたとしても、

解決不可能な問題はなく、この状況を賢明に克服していけば、親－子関係は良好に維持され、子もうまく適応し、健康に成長できるという希望のメッセージを与えなければなりません。

Ⅲ．資料の出処

この指針書は『Parenting after separation for your child's future』（Law Courts Education Society of BC., 2007）と『Proposed guideline, Standards, and requirements for parent education program』（Report of The New York State Parent Education Advisory Board to the Chief Judge and the Chief Administrative Judge, 2003(1)）の基本方向と内容を土台に、韓国の状況に合うよう、親教育共同研究会で製作されたものです。

この指針書の一部は『이혼 별거 가정의 부모 역할（離婚別居家庭の親の役割）』（학지사、2009. 3）、『이혼 후에 잘 길러야 아이 인생이 달라진다（離婚後しっかり育てれば子の一生は変わる）』（북하우스、2006. 4）、『이혼한 부모를 위한 50 가지 자녀양육법（離婚した親のための 50 の子ども教育法）』（한나、2003. 7）、『Helping Children Understand Divorce』（MU Extention, University of Missouri-Columbia, 2004(2)）、『Children, Courts, and Custody』（Cambridge University press, 2004）の内容を引用しました。

第 2 章　親

Ⅰ．親の感情の理解

親の情緒的安定は、子に安定した環境を提供するのに重要な要素のひとつです。親が自身の情緒的経験を認識して理解すれば、子の観点から話を聞く能力が強化され、親自身に如何なることが起きているのかを認識することで、子をより深く手助けすることができます。

別居又は離婚する人々は、悲しみ、憂鬱、不安、幸福、平安、不安、憤怒、罪責感、羞恥心等、多様な種類の感情を経験することになります。大概、ひとつ以上の感情を経験することとなり、このような感情は予測できずに変化したりもします。例えば、朝は幸福と安らぎを感じていても、午後には憤怒と傷ついたという感情に

変化し、苦しくなることもあります。大部分の人々は、1日の間に数えきれないほど変化する感情状態を経験します。

離婚（訴訟）に直面した人々の激しい感情変化は、ある程度正常なことですが、感情に対する適切な反応を選択するのは自分自身の役目です。もし、誰かが憂鬱、不安、憤怒等の感情を感じていると認識すれば、これに対する対処方法を選択することができます。そして、感情を調節する過程で、親の役割を手助けできる友人や親戚から援助を受けることもできます。

一方、親が自身の感情に対して不適切な反応を選択する場合、子に否定的な影響を及ぼすおそれがあります。例えば、親が子の前で、互いを非難する姿を見せれば、子に不安と罪責感を招いてしまうことがあり、親の激しい感情変化と相手方に対する否定的な感情は、一方の配偶者と子の関係を長期間にわたって断絶させてしまうことがあります。深刻な場合には、子を訴訟の道具として利用するに至ってしまうこともあります。

Ⅱ．別居及び離婚の段階

1段階　衝撃

▽

強い感情に圧倒されると、我々の脳は感情を閉ざす防衛メカニズムを作動することになります。この段階にある人々は、空虚感を感じ、無感覚で不安だという話を常にするようになります。

2段階　憤怒

▽

無感覚が消え、感情が戻ってくるにつれて怒りがこみ上げ、憤怒と不安を感じるようになります。この段階では、相手の配偶者に「どうして私に対してこんなことができるのか！」という感情を持つようになります。

3段階　感情の起伏

▽

この段階は、混乱した複雑な心の状態を経験する時期です。この段階で、人々はそれまでの関係と、それまでの過ちについて振り返り、配偶者に戻ってくるよう説得することもあります。人々は、自分たちがジェットコースターに乗っているような感覚であると言います。1分程度の安堵感と確実感、そして何分かの悲しみと不確実感が反復されます。

4段階　受容

別居や離婚を受け入れ、これまでとは異なる新たな暮らしを準備するようになります。

重要なのは、自分と相手方の感情段階は異なることがあり、全ての人々がこのような感情を同じように経験するものではないということです。ある人はこのような過程を経験するのに 6 か月かかることもあり、またある人はより短い時間で経験したり、より長い時間がかかったりすることもあります。また、この全ての過程を経験した後、別居や離婚をする人々もいます。

Ⅲ．別居及び離婚の課題

離婚する親が、以下の課題を明確に行うことは、子どもたちが直面している課題と自分自身の課題を分けることへの助けとなります。また、夫婦の問題と親としての問題を区分することにも手助けとなります。

１．喪失の認識

配偶者を失ったことに対する悲しみを表現し、認めることは重要であり、関係についての夢と希望の喪失を認めることもまた重要であるといえます。哀惜のない喪失は、前配偶者との人生から抜け出すことができない結果を招くことがあります。

２．自分自身を取り戻すこと

これは、結婚生活で結ばれてきた関係から自分自身を分離し、新たなアイデンティティの形成を含め、「私たち」から「私」に移っていくことです。前配偶者との関係形成前に自身が持っていた強みを思い出すことも助けとなる場合があります。信頼の置ける友人や家族に助けを求めるのも良いことです。これ以外に、専門家の相談を受けることも感情の整理の助けとなる場合があります。また、情緒的な側面だけでなく、全般的な健康にも気を使う必要があります。

３．憤怒感情の解決

別居や離婚は、長年影響を及ぼしてきた感情を呼び起こすことがあります。前配偶者と会ったり、彼らの近況を聞いたりすると、感情的回想や苦痛の感情が呼び起こされる場合があります。従って、前進するために、適切な方法で、怒り（anger）と憤怒（resentment）を解決することは非常に重要なことです。憤怒が続くと、否定的な言葉や行動によって子が被害を被る場合があります。

４．関係変化の受容

離婚によって、前配偶者と一緒に出会った友人との関係や自身の家族と前配偶者の家族らとの関係において変化が生じる場合があります。別居や離婚によって、親密な関係にあった家族や友達と疎遠になることもあり、さらには他の対人関係において萎縮感として作用することもあります。このような変化に当惑するよりも、新たな友達を作ったり、新たな活動を始めたりすることがより良い助けとなることがあります。

５．経済状態の考慮

別居や離婚によって経済状態が変化することがあります。直ちに収入が減ることもあり、経済活動をしてこなかった方々は新たに職を探さなければならない場合もあります。まず、現在の経済状態を綿密に点検し、将来の生活費の解決方法（職業探索）や政府による制度的保障（一人親家庭、国民基礎生活受給者への政府支援）等の情報を集め、長期的な観点で経済的な計画を立てる必要があります。

６．新たな自信を得て再び前進すること

この課題は、新たな関係と新たな役割を始めるための勇気を発見すること全てを含みます。

７．再建（rebuilding）

この課題は、他の人々との関係の中で作られていきます。究極の目的は、新たに持続的な関係を築いていくことや独身者として満足な人生を創造していくことです。

第３章　子

Ⅰ．子の心理状態

親の離婚で家庭が解体するという苦痛を味わうと、子は憤怒、悲しみ、拒絶、罪責感等の否定的な感情を持つようになります。親と同様に、子も喪失と悲しみの段階を経験し、以下の段階を経ながら、否認、憤怒、憂鬱等の感情を経験するようになります。

〈表 1〉(3)［演習 1　自己評価］

このワークシートは、あなたが別居（離婚）の過程のうち、どの地点にいるのかを知るための助けになります。また、あなたが次の段階の計画を立て、今後進んでいくのに役に立つはずです。次の質問を熟考し、あなたが新たに、より幸せな人になることについて考えてみてください。

≫過去の私の姿　1．前配偶者が自分をどのような人だと話してくれるのを望むのか？
2．配偶者からの安定を受けるためにどのようなことをしたのか？
3．私が経験を通じて学んだこと
①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
③＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≫現在の私の位置　1．上記の別居と離婚の段階（衝撃、憤怒、感情の起伏、受容）を考えながら、先週のあなたの反応を振り返ってみてください。あなたは現在どの段階にいるでしょうか？
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2．別居及び離婚の課題（喪失の認識、自分自身の取り戻し、憤怒感情の解決、関係変化の取扱、経済状態の取扱、新たな自信を得て再前進、再建）について考えながら、これらの課題のうち、どの過程にあるのか振り返ってみてください。
私は今：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≫未来の私の姿　1．未来の私の目的、ビジョン、夢は何だろう？
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2．私の価値は何だろう？
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3．自分の成長をどのように知ることができるだろう？
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≫自分自身との約束　私はこのワークシートを（毎月 / 毎週）検討し、自分自身を振り返る時間を持ちます。

「親教育指針書」（韓国「親教育共同研究会」（2011年4月刊行））（翻訳）

1段階　否認	お母さんとお父さんは再び一緒になるはずだ。
▽	
2段階　憤怒	お母さん、お父さんがどうして自分に対してこのようなことができるのか？　私を裏切ることだ。両親が自分を本当に愛しているなら別れるはずがない。
▽	
3段階　取引	自分が正しく行動すれば両親はまた戻ってくるだろう。
▽	
4段階　憂鬱	私が感じている空虚感はどんなものによっても消すことはできない。
▽	
5段階　受容	お母さんとお父さんは再び一緒にはならない。私の友達も私の両親がもう一緒には暮らさないことを知っているけど、私はもう大丈夫。

全ての子が上記のような段階を同じ時間・順序によって経験するのではありません。もし、子どもの苦痛と問題行動が一貫して長期的にあらわれたり、子の症状が時間とともに悪化したりするときには、専門家の助けを受けることが望ましいといえます。

Ⅱ．親の離婚の際に子が感じる最も大きなおそれ

親の離婚に対する子の最も大きなおそれは、罪責感と捨てられたという感覚を感じることであり、これは学齢前の児童期から感じることのある認知的、情緒的な特徴です。よって、子の年齢が幼いからといって看過せずに、漠然とした状況の中で子が自責し、不安にならないよう、現状について教えることが重要です。このとき、親の葛藤状況を詳しく話すというよりは、これから変化すること（住居地の移動、転校、養育者の変更等）と変化しないこと（両親の愛と関心、役割等）について言及し、決して子のせいではないことを強調するのが望ましいことです。これとともに、幼児期又は学齢前の子に環境の変化が不可避な場合、単純かつ明確に変化の程度を説明することが、子の心理的安定のために助けとなります。

［子のおそれ］

・罪責感
「私が間違ったことをして、お母さんとお父さんが別れることになった理由も自分のせいだ」
・捨てられてしまったという感情
「お母さん、お父さんがこれ以上お互いを愛してないから、自分も愛さない」

［子が望むこと］

・母親と父親が自分をこれからも愛してくれること
・母親と父親が争いをやめること
・母親と父親が二人とも自分のそばにいること（少なくとも親の一方は自分のそばにいること）

Ⅲ．子の年齢に基づく反応

子の発達段階又は年齢によって、親の離婚の理解や反応が異なることがあります。親がその違いを理解していることが、子の適応のために助けとなります。

年齢	子が理解すること	子の反応
乳児期	・親の情緒的な状態やエネルギー水準に変化があることに気付く ・一方の親がいないことを感じる	・泣いたり嫌がったりする等、不安定になる ・睡眠時間や他の日常の習慣に変化が生じる
幼児期	・一方の親がいないことを認識する ・一方の親の感情に対する共感を表現することがある	・親と離れることが難しくなる ・親に対する憤怒を表現したりする ・大／小便をしっかりと分けていた子が急に分けることができなくなるといった、すでに習慣になっていた発達的技術が後退したりする ・指をくわえるといった、すでに見られなくなっていた赤ん坊の習慣が再び見られる ・悪夢を見ることがある
就学前及び小学校低学年(4)	・就学前の児童は、一方の親とこれ以上一緒に暮らすことはできないことを認識する ・両親がこれ以上夫婦ではない、一緒に住むこともなく、これ以上愛していないという離婚の意味を理解する	・親の離婚について自責する ・日常生活に変化が生じることについて心配する ・悪夢をよく見る ・一方の親がいないことを悲しむ兆候が見られることがある ・大声で叱る親に向かって憤怒と攻撃

		性を見せることがある ・幼い子は現実と空想を混同し、親が再び一緒になるという幻想を抱くことがある
青少年期	・離婚の意味を理解できるが、家族に迫る変化を現実に受け入れることには困難がある ・より複雑な水準で前後の事情を把握することができるが、親の離婚について自責する	・家を出た親から捨てられたと感じることがある ・長年の友達や好きな活動を遠ざけることがある ・日常、子どもらしくない行動をすることがある（突然荒い言葉使いをする、攻撃的・反抗的で頑固になる） ・愛や結婚、家族に対する普段の自身の信念に混乱と憤怒を感じる ・非常に早く大人になってしまったという感覚を経験 ・家の経済状態のような大人の問題について心配し始める ・家族に対して責任を負わねばならないという負担を感じる

Ⅳ．子の年齢に基づく点検事項

年齢	焦点	点検事項	子の助けとなる行動
乳児期（０歳～18ヶ月）	・養育者、環境、日常生活に対する一貫性と持続性 ・養育者との情緒的交流 ・世話をすることと愛	・睡眠の変化　（有／無） ・食事の変化　（有／無） ・すがりつく行動または分離に対する困難（有／無）	・養育者と日常生活の一貫性を維持すること ・日常生活の変化を最大限漸進的に行うこと ・子の前で感情を爆発させたり腹を立てたりする姿を見せてはならないこと ・子の前で争ってはならないこと
幼児期（18ヶ月～３歳）	・養育者、環境、日常生活に対する一貫性 ・自分の前にいる両親が永遠に消えてしまうかもしれないというおそれ ・世話をすることと愛 ・身辺の安全に対する憂慮（誰が自分を守ってくれるか？）	・泣くことが多くなったか（有／無） ・睡眠または悪夢によっておそれを感じていないか（有／無） ・食事の際、親に食べさせてとねだったりしないか（有／無） ・排便習慣の変化（有／無） ・怒ったり叩いたりする行動といった攻撃性が深刻になっていないか	・愛情をあげること ・言葉で安心させること（「お母さんとお父さんはあなたを愛している」） ・養育者と日常生活のリズムを規則的で一貫性があるよう、維持させること ・これから起こる変化について単純で明確に説明すること ・子の前で怒ったり、情緒的に爆発したりすること

		（有／無）	を控えること ・子が言葉や遊びを通じて感情を表現できるように助けること ・子の前で争わないこと
就学前の児童（3歳～5歳）	・見捨てられたり、拒否されたりすることに対するおそれ ・自分は愛されるか、不安や疑いが生じる（「私が良い子じゃないからお母さん、お父さんが離れていったのではないか？」） ・起こった出来事を自分のせいだと考える（「私が悪いからこんなことが起きたのではないか？」）	・睡眠、食事、会話が退行していないか （有／無） ・親と離れるとき、すがったり、困難を感じたりはしないか （有／無） ・憤怒が増加したか （有／無） ・過度に順応的で、従順になってはいないか （有／無）	・愛情を与え、言葉で安心させること（「お母さんとお父さんはあなたを愛している」） ・養育者と日常生活のリズムを規則的で一貫性があるよう、維持させること ・子に起こる変化について単純で明確に説明してあげること ・子の前で怒ったり、情緒的に爆発したりすることを控えること ・子が言葉や遊びを通じて感情を表現できるように助けること ・子の前で争わないこと
小学校低学年（6歳～8歳）	・一緒に住んでいない親に対する恋しさ ・両親が再び一緒になるという空想 ・忠誠葛藤 ・両親の健康に対する配慮 ・両親の別居に対する責任を感じて罪責感を持つ	・悲しみ、哀惜、泣くこと、むせび泣き （有／無） ・親との関係がなくなることに対するおそれ （有／無） ・生活のリズムが崩れてしまうことに対するおそれ （有／無） ・奪われたり追い出されたりしたという感覚を受けていないか （有／無） ・憤怒と攻撃性が増加していないか （有／無） ・遊びや楽しみを経験するのにおそれを感じていないか （有／無）	・母親と父親がこれからも持続的に子の世話をすると話し、安心させること ・子がこれからも母親、父親双方に会うことができると話をすること ・子が相手の親を心から愛せるように手伝うこと ・子の前で相手の親を誹謗してはならないこと ・子を両親の間の板挟みにしてはならないこと
小学校高学年（9歳～12歳）	・物事の善悪を見分けることができる（一方の親は正しく、他方の親は間違っている） ・親の離婚や別居に関して羞恥心や戸惑いを感じることがある	・身体的な症状：頭痛、疲労、消化障害 （有／無） ・強い憤怒、特に離婚の責任があるように見える親に対する強い憤怒 （有／無） ・他方の親に対抗して一方	・味方をしたり判断したりせず、子の感情と不平を聞き入れること ・子の前で他方の親を誹謗してはならないこと ・子が他方の親に肯定的な感情を感じるように手助

	・親の離婚が自身のアイデンティティを脅かすと感じることがある ・無力感を克服しようとする ・忠誠葛藤を感じる	の親の味方をする（有／無） ・同世代の友人関係における困難（有／無） ・遊びと楽しみを経験するのに困難を感じていないか（有／無）	けをする ・子の前で争ってはならないこと ・子に自身の味方をしろと圧力をかけないこと ・子が他方の親と交流するのを支持すること
青少年（13歳～18歳）	・自身が必要とする支持と制限を親が適切に与えることができないときに腹を立てる ・これまでの親との関係がさらに悪化する ・早熟な姿を見せたり独立性が増加したりする ・家族に対してより責任感を持つよう求められたように感じる	・集中できない、疲労等のような学校での問題（有／無） ・性、酒、たばこ、非行を通じて情緒的な苦痛を噴出させる（有／無） ・情緒的な苦痛を内在化：憂鬱（有／無） ・親密な関係に対する不安（有／無） ・家族との児童期の思い出を失ってしまうことに対して悲しみを感じる（有／無） ・家族に対して冷淡になり、遠くなる（有／無）	・子が感情、心配、苦痛を分かち合える機会を持つこと ・状況と当面の問題について正確に話をすること ・親が癒されるため、子に過度に頼るのを避けること ・子にどちらか一方を選択するよう強要してはならないこと ・他方の親について肯定的に話をすること ・適切な友達関係と同世代との活動を持てるように励ますこと

第４章　対処

Ⅰ．親の望ましい行動

１．安定的かつ良好な家庭環境の提供

別居と離婚は、家族の全構成員に多くの変化をもたらします。多くの研究によれば、子はそれまで過ごしてきた環境に、より安定感を感じ、予測不可能な変化には否定的な反応を見せるといいます。従って、子の安定のためには、可能であれば離婚による変化を減らすことが望ましいといえます。また、祖父母、先生、親しい友人関係等、子の自尊心と肯定的感情を支持できるような家族外の支援体系を構築することが助けとなります。

⑴これまで維持してきた家族の伝統と意識等をそのまま維持するのが望ましいことです。

家族の伝統と意識を維持することは、子の安定感とアイデンティティに重要な役

割を担います。離婚後に両親が一緒に集まることはやはり難しいことといえます。しかしながら、祝祭日、誕生日等の多様な家族の伝統を維持しようと最大限努力すれば、子は安定感を得ることができ、「親の努力」を良いモデルとして対処能力を形成させることができます。

⑵生活水準が急速に下降しないようにします。

⑶適正な水準の養育費を規則的に支給します。

⑷環境・地域のサポート体制の適切な活用は助けになります。

⑸再婚やデートの相手等をいつ、どのように紹介するかは子の適応に非常に重要なことです。

必ず事前に十分に説明し、時間を調節することが必要です。

２．両親の間の葛藤から子を保護すること

両親の間の葛藤水準が高ければ、両親の養育能力も無力になり、子との肯定的な関係も壊れやすくなります。葛藤をしっかり管理し、子の生活全般に影響を及ぼさないようにしなければなりません。そして、必要によって葛藤管理や憤怒管理の技術、事務的な話し方等の戦略を学ぶことも助けとなります。しかし、家庭暴力や慢性的に非常に激しい葛藤状況においては安全が最優先であるので、離婚又は別居が、親の葛藤から子を保護するために有益な場合もあります。

⑴子の前で配偶者と身体的・言語的な争いはしません。

子に最も重要なことは、離婚した親の間での協力・助け合いです。しかし、それが不可能な程、葛藤の程度が高い場合は、衝突を避けることが目標であるといえます。葛藤がひどく深刻な場合には、両親が各自の養育領域を決め、これについては絶対的な責任を負うことが望ましいです。離婚後の子の養育形態をどのように維持していくか、配偶者と議論しなければなりません。

⑵効果的な養育は、一方の親が他方の親とどのように接するかによって変わってき

ます。

配偶者を虐待したり、又は配偶者に暴力をふるったりする人は、責任ある養育者になるのは困難です。

⑶子の前で両親が互いに尊重し、共同の責任を負う姿を見せなければなりません。

子は自然に親の行動を学ぶようになります。

３．良好な親－子関係を形成し、維持すること

離婚後の子の適応を望む場合、良好で肯定的な親－子関係を維持しなければなりません。離婚後にも両親双方と肯定的な関係を維持する子に、そうではない子と比べ、ストレスや攻撃性において低い数値が見られ、学校生活や同世代との相互作用にも非常に良い結果をもたらしたという研究結果も報告されています。

⑴子と１対１で楽しむことのできる活動を探します。

一緒に楽しむことを通じて、親と子の関係が強化されていき、子の強みと弱みを知ることができ、子をより深く理解できるようになります（一緒に読書すること、運動、自転車に乗ること、料理、散策等）。

⑵効果的に意思疎通を図り、積極的に耳を傾けます。

子が失望的で適切ではない言葉を使ったとしても、一度最後まで聞いてあげなくてはなりません。子が自身の感情と考えを表現できるように激励することが重要です。

⑶離婚や別居等の家族の変化を子に話すことが望ましいといえます。

わざと隠したり、嘘をついたりしてはいけません。夫婦間の激烈な感情は、少しの間置いておき、子に話す際には、可能であれば、両親双方が同席するのが良いです。これは、夫婦の間には変化があっても、親としての役割と関心には変化がないことを子に理解させるのに役に立ちます。子と打ち解け、対話し、子の感情を受け入れなくてはなりません。しかし、親の個人的な関心事や責任、特に経済的問題まで過度に話して、子に心理的負担を与えることは避けなければなりません。重要な

ことは何を話すかということより、どのように話すかということです。子は親が話す表情、話しぶり、感情の状態に非常に敏感です。

⑷適切な限界を設定し、一貫したしつけを適用しなければなりません。

親が離婚に対する罪責感と不安によって、子に過剰に補償したり、守ることのできない約束を乱発したりする様々な場合があります。子に謝罪し続け、プレゼントを買い続けたり、過度なお小遣いを与え、無条件に子の行動を許容したりすることは、子と肯定的な関係を維持する方法にはなりません。また、しつけは処罰のみに焦点を置いてはならず、よくできた時には、積極的に褒め、伸ばしてあげることが必要です。そして、親自身の一貫性あるしつけ方法を維持するようにします。飲酒後、又は気分によってしつけ方針が変わることは、子に対して決して有益なことではありません。

⑸親と子の間の効果的な意思疎通を図るため、日常の状況をシナリオにし、ロールプレーイングをしてみます。

⑹離婚に対する子の反応をよく見てみます。

親の離婚に対する子の反応は、両親が自分たちの決定について、子に話す方法と関連します。よって、親は子に如何なる話をどのような方法で行うかについて、慎重に考えることが非常に重要となります。可能であれば、両親が一緒に子の問いに答えることが望ましいといえます。また、この方法は親がそれぞれ離婚の責任を相手方に転嫁することを避ける手助けとなります。万一、子に自傷、過激な行動、憂鬱、萎縮、体重の減少又は増加、成績の低下、友人関係の問題等が見られ、その程度が深刻、又は 6 ヶ月以上持続する場合には、専門家の助けを受けるのが望ましいことです。

４．離婚についての子との対話

離婚について、親が子に如何なる方法で、どのような話をするかによって、子が感じる衝撃や反応が異なることがあります。よって、親は慎重に考え、冷静に話をしなければならず、可能であれば、家族が皆集まって話をすることが望ましいとい

えます。こうすることで、親がそれぞれ離婚の責任を相手方に転嫁するのを避けることができます。

⑴はじめは対話の範囲を最も重要な当面の問題に制限します。

親の離婚話は、子に衝撃と混乱をもたらすことがあります。従って、子に一度に非常に多くの話をすれば、むしろ混乱を与えることになってしまいます。まずは、子の日常生活の基本事項と関連することについて伝えます（今後、誰が子の世話をし、宿題を見てあげるのか、学校はどこに通うのか等）。また、一緒に暮らさない他方の親とはどのように会い、連絡をとるのかについても話す必要があります。これまでの暮らしと多くのことが変わることになるが、親の愛は変わらないということを話さなければなりません。

⑵子のおそれと心配が何であるか聞いてみます。

子が自身の一生に迫る変化について十分に考える時間を与え、対話します。

⑶子の質問と心配に対して真摯に耳を傾けます。

子の一生に及ぼす離婚の影響について、親が認識し、心配しており、親としてこれからも持続的に関心を持って世話をすることを子に話して、安心させなければなりません。

⑷子は大概、親の離婚に対して喪失感と憤怒を感じます。

このような感情を感じないようにすることはできなくとも、親として子を理解していると示すことは、子にとって力になります（例：「お父さんとこれ以上ひとつ屋根の下に暮らすことはできないから、あなたが非常に腹を立てていることをお母さんも知っている」）。

［親の離婚と関連して子が最もストレスを受ける 10 の事件］

・母親や父親が自分のせいで離婚すると話した。
・母親や父親が互いに身体的な暴力を行使した。
・親族が自分に母親や父親についての悪口を言った。
—特に離婚後、（外）祖父母と暮らすようになった場合、彼らが意識的、無意識的に子の前で親に対する愚痴を言ったり、非難したりすることは、子が両親双方と均衡的な関係を維持することに悪影響を及ぼすことがあります。家族会議等を通じて、このような点を明らかに伝え、自分の子を守るのは親自身であるということに必ず留意しなくてはなりません。
・父親が母親と暮らす間、自分を好きではなかったと言った。
・母親と父親が自分の前で争った。
・父親が母親の悪口を言った。
・自分が好きなペットやその他のものを放棄しなければならなかった。
・母親が不幸であるようにふるまった。
・父親が母親のプライベートを話題にした。
・隣人が自分に母親や父親に関する悪口を言った。

［子に必要な言葉］

・母親、父親が互いにこれ以上愛していなくても、子に対する愛に変わりはないことを伝えます。
・一方の親が家を出ても、捨てられたのではないことを子に話します。
・親が離婚するといっても、子が母親と父親双方を愛するのは当然なことで、母親と父親のうち、どちらかを選んだり、一方の側に立ったりする理由はないことを説明してください。
・離婚した理由が子のせいではないという事実を確実に話してください。
・親の離婚の決定が子に傷を与えてしまうことについて、非常に申し訳なく思っていると話します。
・親の離婚後変わることと変わらずに持続することについて、率直に子に話してください。

Ⅱ．専門家の助け

子の良好な適応に重要なのは、養育機能と親の心理的安定感です。離婚のストレ

〈表2〉[5] ［チェックリスト］

子の助けとなる親の行動

次の項目は、離婚を準備する親が守るべき事項です。あなたがすでに行っていることにチェックしてみてください。これは、子の適応のためにあなたがどれほど大きな助けを与えているかを示してくれるものです。さらにしてあげたいことにも別途チェックしてみてください。

	自分の子どもたちに「離婚はあなたたちのせいではない」ことを確実に話した。
	子どもたちの前で夫や妻に対して否定的に、又は怒りながら話をしなかった。
	万一、自分が肯定的に話をすることができなければ、自分は話すこと自体をやめる。
	子どもたちの前で相手方配偶者と争わないように努力する。
	子の養育方法に対して、少なくとも子の前であっても、相手方配偶者と意見を一致させようと努力する。
	子どもひとりひとりと時間を過ごすために特に努力する。
	子どもたちにこれからも他方の親を愛することはすばらしいことであると話をする。
	子に他方の親と似ている点があり、それが嫌いであったとしても子と元夫（元妻）を比較しない。
	子どもたちが見せる不安、おそれ、葛藤に対して相手方配偶者のせいに転嫁したり、非難したりしない。
	子どもたちが親の離婚に羞恥心を感じないように助ける。
	子どもたちの学校生活に関心を持つ。
	子どもたちの生活に一度に大きな変化が生じないようにする。
	家事を分担し、母親（または父親）がいないことを感じられないようにする。
	子どもたちに直接・間接的に誰と暮らしたいか、誰を愛しているかについて聞かない。
	子どもたちが充実した日常生活を過ごせるように助ける。
	子どもたちが親の再結合を望む純粋な望みを理解しつつも、いたずらに希望を与えない。
	可能な限り、自分の感情を調節して子どもたちが本来の姿ではなく、大人のように振る舞おうと努力することがないようにする。
	子どもを成人である自分の基準に合わせようとしない。
	離婚訴訟によって、自分が失敗者になることはないということを受け入れる。

スによって親に心理的・身体的問題が生じれば、子の欲求に迅速に対処することができず、情緒的安定を提供することも難しくなります。よって、親が自らを身体的・情緒的に助けることができれば、子の養育にも最善を尽くすことができます。親自らがストレスを管理し、問題の対処能力を伸ばすために努力し、必要であれば専門家の助けを受けるのが望ましいです。

［子に専門的な助けが必要な場合］

・子に苦痛と問題行動が一貫して長期的にあらわれる時
・子の症状が時間の経過によって好転せず、さらに悪化する時
・あなたが子と接するのに不安定な時

第 5 章　葛藤の管理

Ⅰ．親の離婚が子に及ぼす影響

離婚を決定する際、親が最も心配することが「離婚が子にどのような影響を及ぼすか？」ということです。離婚自体が与える被害より、日常で親が繰り返す激しい争いと緊張状態が子をさらに刺激することがあります。万一、親が成熟した姿勢で離婚に臨み、子と他方の親との関係維持の支援を惜しまなければ、子は離婚による傷を克服し、しっかりと適応していくことができます。両親が互いの感情を鎮め、相手方の存在を無視しないことが、子が離婚にどれ程適応できるかを決定します。

Ⅱ．親の葛藤と子の適応

離婚した家庭の子の人生に影響を及ぼす要因は多くありますが、そのうち、親の葛藤水準が子の適応に最も重要な影響を及ぼします。離婚する親の葛藤は、協力的な水準から高い葛藤に至るまで多様であり、時間によってその水準は変化します。多くの経験的研究結果によれば、離婚家庭で親の葛藤水準が低く、両親双方との関係が良好なほど、子の情緒的・教育的・経済的な安寧が保障されるとし、反対に、親が激しい葛藤を経験した子は、親の離婚によって、より深刻な影響を受けることがあるといいます。

ちなみに Garrity & Baris, Caught in the middle: Protecting the children of high-conflict divorce（Lexington Books, Lanham, MD, 1994）(6) は、離婚家庭での親の

葛藤水準を５段階（minimal, mild, moderate, moderately severe, severe）に区分しており、各段階の特徴的な様相を説明しながら、長期間にわたって高（high level）葛藤に包まれた家庭の子は、低い自己尊重感、憤怒感の増加、自己統制力の喪失を招くおそれがあるとしています（次の表では３段階に区分し、特徴を説明します）(7)。

低水準の葛藤 （minimal conflict）	・協力的な養育 ・親の欲求と子の欲求を分離することが可能 ・他方の親の重要性を認定 ・他方の親の権利を肯定 ・腹を立てることがあっても対話によって葛藤を解決する ・否定的な感情が生じるのをより早く統制する
中間水準の深刻な葛藤 （moderately severe conflict）	・子を直接的な危険に晒しはしないが互いを危険に晒すことがある ・暴力をふるうと脅す ・言葉で攻撃して脅迫する ・養育問題に関して持続的に法的な問題を提起する ・持続的に子と共に他方の親を疎外する
非常に深刻な水準の葛藤 （severe conflict）	・相手方の身体的・性的虐待や深刻な薬物及びアルコール濫用、精神障害診断等を立証しようとする

特に、両親の間の協力・助け合いが弱い場合、子のための行動基準がぼやけてしまい、親が子の前で争ったり、互いを軽蔑したりする姿を見せてしまうと親の権威は失われ、成熟した尊重の雰囲気と協力的な養育効果を期待することが難しくなります。

研究結果によれば、離婚後に両親が子を共同養育（joint custody）した場合、単独養育に比べて、よりうまく適応することができ、低水準の葛藤を経験した親が面接交渉を円滑に進め、養育費支給についてもしっかりと全うし、子により大きな利益を与えることができるといいます。

Ⅲ．訴訟に臨む態度

離婚訴訟をどのように見通し、対処するかによって、離婚後の子の適応と両親の協力・助け合いの程度が異なることがあります。特に、離婚の過程と両親の助け合いの程度は、離婚後の子の適応を助けるのに非常に重要な要素です。

訴訟の勝敗は重要なことではありません。感情的な対応を自制し、次のような問題を考えて解決することに集中しなければなりません。即ち、誰が子と共に暮らす

か、誰が子の教育、宗教そして身辺問題に対する意思決定をするか、万一、子が自分と別居した場合は、子といつ会い、子の人生においてどのような役割をするのか、子の支援問題で親が如何なる役割を担うかということです。

子に関する事項を決定する土台となる重要な法的原則は、「何が子に最も利益となるか？」ということです。家庭暴力や児童虐待があった場合を除く大部分の場合、子に最も利益となるのは、親と子が親密で持続的な関係を持つことです。

子は親の離婚が自分のせいであると感じる場合が多くあります。従って、離婚後に別居する親が子の一生に関与しないと、子は親がこれ以上自分に関心を持っていないせいであるからだと考えます。これは、自分自身が関心と愛を受ける価値はなく、善良で重要な人物ではないことを意味すると考えることがあります。

［協議して解決することの利点］

協議による解決	訴訟を通じた解決
協力的	競争的
家族の個性や歴史を考慮し、それぞれの家族に合った決定	一般的な原則を反映
共存が強調される	勝敗が強調される
当事者が決定する	判事が決定する
時間と費用が節約される	時間と費用が多く消耗される

［子が両親双方と親密な関係を維持することの長所］

- 子を離婚の傷から回復させることができ、子の情緒的安寧を促進する。
- 子の良好な情緒発達を助ける。
- 子が忠誠葛藤をより感じさせないように助ける。
- 子が持ち得る罪責感を軽減させる。
- 子に対する親としての権威を維持させる。
- 子への経済的支援を提供しようとする養育意思を促進する。
- 子に【訳者注：再婚等によって】拡張された家族のアイデンティティを形成する機会を与える。
- 親が個人的には他の道を歩んだとしても、親としてひとつになれることを見せることができる。

第６章　法的問題の解決

Ⅰ．親権及び養育権

１．親権者・養育者の概念

親権者は、子の財産管理権、法律行為代理権等を有し、養育者は、実際に子と共に生活して各種の危険から子を保護する役割を担います。親権者及び養育者は、子の福利を優先に考えて、父又は母の一方に定めることができ、父母共同で指定することもできます。

２．親権及び養育権の協議時に考慮すべき事項

◆子が感じ得る変化（物理的、心理的環境）を最小化することのできる者が誰であるか議論します。

親の離婚によって、これまで維持されてきた子の日常生活に変化が多く生じる場合、子は不安で混乱した感情を経験することになります。例えば、離婚による引越、住居地の移動、経済的問題、転校、塾の日程、養育者の変更、友達関係等の物理的・心理的環境に突然変化が生じる場合です。離婚過程での緊張感を避けることができない上、さらに物理的環境と安定した養育者までも突然変わってしまうと、子は、深刻な混乱を経験することになります。子の年齢と性別、気質、既存の父母関係等によって、変化に対する適応力に差があるので、子の特性を十分に考慮して環境を調整することが必要です。やむを得ず変化が生じてしまう場合には、子がその変化に対処できるように十分な時間をかけて説明することが重要です。

◆親子関係の心理的側面を考えてみます。

養育者は、子に情緒的安定感と様々な環境情報を豊富に提供できなければなりません。また、子の欲求に対して敏感に、そして適切に反応できる能力が必要です。

実際に、誰が子とより多くの時間を過ごし、子に関してより多くを知っており、子の立場から誰と過ごすことが心理的に安定し、安らかであるか考えてみます。そして親自ら、自分の親とどのような関係であったか、振り返ってみることも助けになります。

◆父母の情緒的特性を観察します。

親の情緒的安定は、離婚後、子に安定した環境を提供するのに重要な要素のひとつです。離婚によるあらゆる感情（憤怒、敵対感、背信感、憂鬱感、罪責感等）の渦の中で大部分の人々は、平常心を失いやすくなります。従って、離婚と関連した否定的な感情から抜け出し、可能であれば、どちらがより早く養育者としての地位に復帰することができるかをよく考える必要があります。普段、悪い感情に長期間深く陥っていないか否か、感情の起伏が激しく調節が困難なことがよくあるか否かをしっかりと観察し、必要ならば専門家の助言を求めることが望ましいといえます。

さらに、養育者になることを主張する理由の内的感情をよく見てみる必要があります。自分でなければダメだという行き過ぎた保護心、養育者に指定されなければ親としての資格がないという偏見、子に対する罪責感、相手方に復讐したいという感情、パワーゲームにおける勝利感等をはじめとする誤った感情のせいで、子の福利とは関係なく無理を強いてはいないかどうか、点検してみます。

◆親としての長所と短所を自ら評価してみます。

児童虐待、放任、家庭暴力等の深刻な場合でなければ、大部分の子は自身の親の良い点をひとつ、ふたつは認識しています。夫婦同士は互いに元首のように争っても、相手が子にとっては世界でひとりだけの大事な親であることを肝に銘じなければならず、決してその席を奪ってはなりません。「良い、悪い」の次元ではなく、配偶者が持っている親として「優れている点」に注目し、それが子に及ぼす良い影響を考える必要があります。特に、離婚後の面接交渉に積極的に協力・助け合うだけの資質がどちらにあるか、客観的に分析します。柔軟性のある態度が重要となります。

事例

小学生と中学生の娘ふたりを持つ夫婦が養育権について争っていました。争っている間に母親は家を出て別居状態に入り、時々家に戻って子の食事や学校生活等の世話をしていました。そのような状況の中、子の遠足が近づき、父親が直接キンパブ【訳者注：韓国の海苔巻き】を作って娘たちの弁当を準備していたことを知りました。便宜上、店でキンパブを買って持たせていた母親は、これに小さくはない衝撃を受けたようです。理由は多々あるでしょうが、別居中という複雑な状況にあって、娘たちのために早起きをし、

キンパブを作る父親の姿に母親は「自分よりも優れている」と感じたとのことです。

◆子の年齢が 15 歳以上であれば、子の意見を反映するのが望ましいことです。

15 歳以上の子の場合、親権・養育者の決定に子の意思が反映され（家事訴訟規則第 100 条）、場合によっては、これより年齢が低くても子の意思が反映されることもあります。

3．親権及び養育権協議時に知っておくべき点

前述の事項を考慮し、子の福利を最優先に考え、慎重に親権及び養育権を決定することが必要です。しかし、一度決定したからといって、決して変更が不可能であるということではありません。養育環境に変化等が発生した場合、子の福利のため、家庭法院に親権者（養育者）変更審判を請求することができます（民法第 909 条 6 項）。

時に、親権者に父親を指定し、養育者に母親を指定する場合がありますが、その大部分は、父親が親権者に指定されなければ、自身の家族関係登録簿から子が抹消されると思い、敢て親権者と養育者を分離指定する場合です。前述したように、親権は、子の財産管理権、法律行為代理権等を行使する権利であるので、家族関係登録簿の抹消とは関連がありません。親権者と養育者を分離する場合、親権者と養育者間の連絡がつかず、子の学校入学の問題、旅券の発給、携帯電話の購入、保険の締結等、実際の生活において不便を被る場合があります。法的に誰が親権者となるのかということよりは、実質的に相互に親の役割を協力して担うことが最も重要です。

Ⅱ．面接交渉権

1．面接交渉権の定義

面接交渉権は、離婚後、子を養育していない親が子に会ったり（往来、訪問、宿泊等）、電話又は手紙等を送ったりすることのできる権利のことです。離婚後にも子と親の関係を維持し、発展することのできる機会を提供することで、肯定的に子の福利に寄与する制度です。従って、親の権利であると同時に義務であり、責任が

強調され、ひいては子の権利であるとも言えます。夫婦関係が解消されたからといって、親－子関係が断絶されることはないという点に留意しなければなりません。

２．面接交渉協議時の考慮事項

◆規則的、計画的に実施するのは、子の心理的安定と良好な親－子関係の維持にとって良いことです。

親が子に会うのに必ず日にちを決めなければならないのかと尋ねる方々がいます。自由に会うことも重要ではありますが、離婚後、養育環境が変わると、親と子の間のスケジュールの調整も簡単なことではありません。

特に、両親共に仕事が忙しく、スケジュールを決めるのが難しい場合や子の年齢が非常に幼いために変化の可能性が大きい場合は、無理に面接交渉日時を指定するよりは、現実的な与件を考慮し、回数と時間を決めるのが望ましいことです。前述したように、面接交渉は親の責任が強調されるものです。親の都合や気分によって、面接交渉日を減らしたり増やしたりすれば、子は予測不能な状況に陥って不安になるだけでなく、親に対する信頼感も失うことになります。決められた面接交渉日は、予め確認して必ず守るようにし、変更が不可避であれば、まず相手方の親に知らせるようにします。

事例

小学生の息子を持つ父親が、１ヶ月に２回面接交渉を行うことに固執しました。母親は１ヶ月に１回の面接交渉を主張しましたが、結局譲歩しました。はじめの何ヶ月かは、しっかり守られているようでした。しかし、父親の事業が忙しくなり、約束された日付を守ることができないことが多くなり始めました。連絡もなく、面接交渉に来ない父親を待ち、息子はどう思ったでしょうか？　さびしくなった息子は父親に無愛想に接しました。父親は息子が自分を嫌いになった思い、時々は行っていた面接交渉さえも疎かになり始めました。

◆面接交渉の日時、場所、方法等は子を優先に考え、具体的に決定することが望ましいです。こうすることで、不必要な感情の争いは減り、子と両親双方が予め心の準備をすることができます。

子の年齢、健康状態、学校、課外活動、塾等のスケジュールを十分に考慮し、具

体的に決めることが良いといえます。

乳幼児期の子の宿泊可否は、既存の父母関係と養育環境、発達の状態を考慮して決定される必要があります。生後２年以内の子にとって最も重要な課題は、環境に対する信頼を学ぶことです。非養育者である親との宿泊によって、突然見慣れない環境に置かれてしまうと、言葉を話せない子の心理的不安は様々な行動にあらわれることがあります。乳幼児期の子の初期の面接交渉は、短い時間で頻繁に会うのが良く、子が安全であると感じる場所で面接交渉を始めながら、漸次その回数と時間を増やしていくことが望ましいです。

休日、学校の長期休暇、祝祭日、誕生日、記念日等の特別な行事を考慮し、月別又は年間の計画を立ててください。両親とも各自その計画表を持って、訪問日時の誤解を最小化してください（隔週で土曜から日曜にわたる宿泊や冬休み・夏休みの間の一定期間の宿泊、旅行、慶弔等の参席可否、学校行事の参加、子の診療における責任の所在等）

◆誰が、いつ、どこで、どのように、子を送り、連れてくるかを明確に決定します。

◆子が非常に幼くはない場合、又は青少年の場合であれば、子の意見も考慮して面接交渉計画を立てます。そして、面接交渉の内容を子に伝えます。

◆面接交渉の計画は、子と親の事情によって変化は可能であるということを認め、変化が生じれば予め必ず相手方の親に伝えます。但し、子の福利が優先的に考慮されているかを熟考しなければなりません。

３．面接交渉時の注意事項

◆深く思い、十分に考えて決められた面接交渉計画は、必ず「守ること」を原則とします。

◆面接交渉時に子が自由に過ごせるようにします。

子と会う時には、子が自由に過ごすことができるようにしなければなりません。子の気分を重くする深刻な話や相手方の悪口を言えば、子はだんだんと両親の顔色

をうかがうようになり、また自分が攻撃を受けていると考えるようになります。従って、子が関心を持っていることや学校行事、友達関係、最近楽しかったこと等、子が元気に話すことができる話題をして、親は聞き役を担うのが良いです。子と共に暮らす親から、最近の子の状況を予め聞いておけば助けになります。

◆むやみに約束しません。

非養育親が養育親と相談せずに、子とむやみに約束をすることは、子の心を混乱させ、親の仲をやや敵対的関係にしてしまうことがあります。例えば、養育親がだめだと言ったことを、非養育親がしてあげると約束し、このことで両親の間に葛藤が生じる場合があります。子の気持ちをよく理解し、確実に対応しなければならず、両親の間でまず話をしておくことが重要になります。

◆過度なプレゼントはしないことが望ましいといえます。

プレゼントや小遣いで子の関心を引くことは、教育上望ましいことでなく、行き過ぎた高価なプレゼントは、子の健全な成長にも良くありません。非養育親は、養育親の養育環境や条件を尊重し、子が健全に成長できるよう、手助けをする責任があります。物や金銭が本当に必要な時には、両親で話をします。内密に秘密を作って、子に負担を与えたり、養育環境を妨害したりするのは、子の助けには決してなりません。非養育親は、子と有意義な時間を過ごすために、予め計画を立てることが良いといえます。

事例

小学生の男児と女児を育てている父親が、面接交渉を続けるべきか迷っています。離婚後、はじめの 6 ヶ月間は 1 ヶ月に 2 回、その後は 1 ヶ月に 1 回面接交渉をしているといいます。しかし、最近母親が面接交渉を随時要求するだけでなく、面接の度に高価な物を買い与えるといいます。「お母さんは何万ウォンもの服を買ってくれるのに、お父さんはたった 5000 ウォンだよ！」そして、父親の老母が子どもたちの世話をしているが、母親のところに行ってくると、だんだんと言うことを聞かなくなり、支障をきたすことが多いといいます。

◆子に話を伝えさせるようにしてはいけません。

両親が互いに話すべきことを、子を通じて伝えるのは良いことではありません。このようなことは、子を大人たちの事情に引き入れることになり、間違えば、両親の間で子が難しい立場に置かれることになります。

◆相手方についてしつこく尋ねることは避けなければなりません。

子に相手方の私生活をあれこれ尋ねれば、子はだんだんと自分が攻撃されていると考えるようになります。相手方の弱点を子を通じて探さないでください。子が両親双方を信頼し、どちらにも気を遣うことなく、親と過ごした時間が楽しかったと話せる雰囲気を作ってあげてください。

◆笑顔で送り、笑顔で迎えます。

子が面接交渉に出かける時に、笑顔で送り、当然のことのように行動します。子は、親の気分や表情に敏感です。一緒に暮らしている親の些細な一言や表情から非養育親と堂々と会うことができなかったり、悪いことのように考えたりするおそれがあります。前配偶者との間に葛藤があっても、子を迎えるときだけは明るく振る舞い、紛争となるような話は後日別途にすべきです。子が非養育親と楽しく過ごすのを受け入れることで、子は両親双方から愛されていると感じるようになります。

◆会いたくない理由をよく聞きます。

子が非養育親と会いたくないと言うときは、その理由をよく聞いてみる必要があります。何か特別な理由がある場合があります。理由を聞かずに、無理に送り出すのは良いことではありません。子が会いたくない理由は様々あるはずです。養育親は、確実に理由を聞いてあげるのが望ましいです。万一、子が面接交渉をする気分ではなかったり、負担となったりするようであれば、そのときまでの面接交渉に関する親の態度を振り返る必要があります。また、子が話した理由に基づいて面接交渉を一方的にやめてしまうことは、新しい争いを生じてしまうことがあるので、両親が互いに明瞭に話すことが必要です。

事例

母親と暮らしている小学生の男児と女児が父親に会うのは嫌だとためらいながら言いました。「お父さんはプレゼントも買ってくれるし、お小遣いもくれるからとても気分が良いです。でもそれをどうすればいいかわからないのです。お母さんに言うのもなんだし……こっそりと持って帰ってくるけれど、ある日お母さんが見て、どこで手に入れたのかと大きな声で聞いてきました。そういうことは 1 回や 2 回ではなく、とても辛いです。だからお父さんに会いたくないと言いました。」

面接交渉計画の例

・父親（母親）は、毎月 1、3 週目の土曜日午後 2 時から日曜日午後 5 時まで面接交渉をする。
・父親（母親）は、母親（父親）の家から土曜日午後 2 時までに子を連れて行く。
・父親（母親）は、夏休みや冬休みを利用して、子どもたちと 5 泊 6 日の宿泊をすることができ、旅行に行く場合は、母親（父親）に予め知らせて、協力・助け合いを求めなければならない。
・祝祭日（秋夕、正月）の場合、隔年で父親（母親）の家庭で過ごす。
・面接交渉日を変更しなければならない場合、3 日前に予め協議し、電話やメール等でその変更事項を知らせる。
・面接交渉時、両親が互いに注意すべき事項は、具体的に決めておくのが良い。

4．円滑な面接交渉が離婚後の子の情緒と適応に及ぼす影響

離婚後、子が感じる最も大きな変化は、非養育者と子自身との関係です。非養育者を失ってしまったという感覚と自分は捨てられたという感覚を持つようになります。また、非養育者の不在で、父親又は母親の像を内面化することができず、今後の対人関係が困難になる場合もあります。

従って、夫婦関係は解消されても、親としての関係を持続し、子の問題については両親が積極的に協力しているということを子が感じられるように努力することが重要です。

このために、親は可能な限り、子に対して前配偶者に関する否定的な表現を自制し、肯定的に表現して、子が親のどちらか一方への忠誠葛藤を経験しないよう、注

意しなければなりません。一方で、非養育者に対する期待も適切な水準でなされるのが望ましいことです。

実践可能な面接交渉を計画して、これを誠実に履行することは、子の情緒的安定に非常に重要となります。子の立場で、親は離婚して離れて暮らしたとしても、自分自身に対する愛情に変わりはなく、非養育者も依然として、親として自分と一緒に歩んでいると感じることは、子の自尊心を守り、離婚後の適応にも大きな助けとなります。

Ⅲ．養育費

１．養育費の定義

子に対する養育義務は、親権者や養育者でなくとも、親として必ず負担しなければならない義務です。養育費は、子の年齢、子の人数、両親の経済状況等を考慮して適正な金額を協議しなければならず、定期的に毎月支給するよう定めるのが良いことといえます。定期的に支給する場合、支給日付、支給金額、支給方法を具体的に決めなければなりません。

２．養育費支給の必要性

非養育親が、子のために担うことのできる重要な役割は、子の養育費を定期的に支給することです。養育費を支給することで、子は生活の水準をより安定して保つことができ、子の健康や教育、普遍的な福祉が維持されます。離婚後に養育親と子の生活水準は下がる場合が多いですが、養育費は子をそのような変化から幾分保護することができます。経済的困難による引越や課外活動の減少、あるいは転校や友達を失うといった結果が生じれば、子に否定的な影響を及ぼすことがあります。

３．養育費の支給が離婚後の子の適応に及ぼす影響

離婚による家庭の経済的地位の下落は、養育親の適応に否定的な影響を与え、それが子の適応を困難にする間接的な効果があるという研究があります。

アメリカのある研究では、家族の収入の安定性が子の福祉をより多く実現するという結果が出ており、親の養育費支給が子の学業の成就と行動に肯定的な影響を及ぼすという研究結果もあります。養育費の未支給による社会経済的地位の下落は、

単に経済的な概念というよりは、離婚による生活環境の変化と深く関連します。即ち、貧しい地域に引越しをしたり、経済的に厳しい上に職業活動に重きを置いたりして、親としての役割を果たせなくなると、子の適応はだんだんとさらに難しくなっていくことがあります。

４．養育費協議時の考慮事項

・子の養育費は、前配偶者のためのものではなく、子のためのものであることを覚えておきます。
・子の養育費は、互いが同意する水準に合わせるのが良いことです。
・非養育親は、子の養育費支給を最優先に考えなくてはなりません。
・養育親（前配偶者）に対する不満や報復のために、養育費の支給をのばすことは避けなければなりません。実際に被害を受けるのは子です。
・養育親は、非養育親が養育費を支給しないからといって、子との面接を遮断してはなりません。これは、子に対してより深刻な罰を与えることになります。

第７章　養育計画の樹立

離婚が成立しても、親としての役割は継続します。親権と養育権を誰が持つかで争うのではなく、離婚後にも親が子の世話をよくするためにはどうすべきかを考え、計画を立てて、子の利益と幸福のために親として互いに助け合うと約束をすることがより重要になります。

養育計画とは、親が子の世話をするために下さなければならない意思決定を協議し、明文化することです。このとき、親は子が本当に望むことが何であるかを認識し、受け入れなくてはなりません。

・子に対する意思決定をどのように行うのか？
・他方の親と子についての情報をどのように共有するか？
・それぞれの親が子との時間をどのように過ごすか？
・養育に関するその他の問題をどのように解決するか？

Ⅰ．養育計画を立てる際に親が知っておくべき子の基本的欲求

子は、親の離婚という状況の中で、次のような基本欲求を持つようになります。従って、親は子の欲求をよく理解し、それを反映させて養育計画を立てることが望ましいといえます。

子の基本的欲求	・別々に暮らすことにしたという親の決定は、子のせいではないことを知ろうとする欲求 ・母親と父親による支援と世話は続けられるべきであり、それぞれの親と独立的関係を維持し、発展させようとする欲求 ・両親の間の葛藤から抜け出し、一方の親の側に立たなくてはならないということから自由になろうとする欲求 ・一方の親が相手方と対抗するために利用される立場に置かれるのではなく、両親双方と安らかで信頼のある関係を持とうとする欲求 ・それぞれの親と定期的に一貫した時間を満喫することを望む欲求 ・親が子とどれほど多くの時間を過ごすかとは関係なく、両親双方から経済的な支援を受けることを望む欲求 ・それぞれの親の保護の下にあるとき、身体的に安全で適切な監督を受けることを望み、親がそれを直接できないときには一貫して責任感ある人物に預けられることを望む欲求 ・子と親の基本的関係を害さない限り、子に重要な意味を持つ人物（祖父母、継父、継母、他の親戚）と意味のある関係を維持し、発展させようとする欲求

Ⅱ．養育計画を立てる際の考慮事項

親は離婚の際、養育計画を立てる前に次の事項についてどのようにすることが子にとって最善であるかを考えるのが望ましいことです。

考慮事項	具体的内容
週間計画	・日常生活で両親双方のもとを行き来する全般的計画
休暇や祝祭日、記念日についての計画	・学校の長期休暇、両親の休暇、誕生日
健康問題についての決定	・急を要する病院治療

	・他方の親に知らせること ・健康検診（医学＆歯科） ・子の養育計画に狂いを生じさせる疾病が発生した時
教育についての決定	・学校に関する変動事項や特別な教育的欲求、課外学習等の事項に関する両親の間での協議 ・学校での父母相談や学校の行事に参加すること
宗教	・宗教的教育や宗教行事に出席すること
祖父母と親戚	・子と訪問したり、交流したりすること
両親の間の意思疎通	・子についてどのような類型の情報を共有すべきか、意思疎通の方法 ・子が他方の親と共にいるときに意思疎通すること
子の養育日程に変動事項がある場合	・親が日程通りに子の世話をすることができない場合、どうすべきか？
養育計画について変動や意見の不一致がある場合の解決方法	・意見の不一致を解決する方法 ・子や親に環境的な変化があるときに養育計画を修正する方法 ・一方の親が他の地域に引越をするときはどうすべきか？

第８章　離婚後の親の役割

Ⅰ．離婚後の子の養育と関連する問題

離婚をしても、周辺の問題が全てなくなったり、一度に解決されたりするわけではありません。十分に準備された離婚の場合も、離婚後、親だけでなく、子も様々な場面で予想できない困難を経験することもあり、それぞれの立場から次のような問題を訴えることもあります。

養育者の場合

・非養育者が面接交渉の時間をしっかりと守らない。無理に長い時間を要求するときもあり、返さなければならない時間を守らない場合もある。
・子が相手方の親に会って帰ってきても、どのように遊んだかを自分に話さない。
・相手方がますます子に会いたがるようになり、結局は子を奪おうとするのではないかという恐れが生じる。
・子が前配偶者の恋人といることは、不適切であると思う。
・養育費の支給がきちんと履行されない。
・相手方が子の教育問題等に干渉するのは不当であると感じる。

〈表３〉[8]［演習１　養育計画］

このワークシートは、両親がそれぞれ計画している養育に関する詳細な事項の整理に助けとなるものです。

≫１．養育目標
①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
③＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≫２．相手方と意見を調整するときのルール
①＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
②＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
③＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≫３．時間計画の日程
①月間日程＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
②学校の長期休暇日程＿＿＿＿＿＿＿＿
③休暇日程＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
④記念日（誕生日、祭祀、祝祭日）＿＿＿＿
⑤特別な日程（卒業、入学、結婚）＿＿＿＿
⑥学校給食や行事、保護者面談等＿＿＿＿
⑦祖父母の訪問＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
⑧他の親戚行事＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≫４．移動時の詳細な事項
①移動時の責任の所在、子の引渡時間と場所＿＿＿＿
②特別遵守事項＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≫５．電話
①子が母親と電話する時＿＿＿＿＿＿＿＿
②子が父親と電話する時＿＿＿＿＿＿＿＿

≫６．長距離の面接交渉計画（一方の親が外国や地方に暮らす場合）
①年間の面接交渉日程＿＿＿＿＿＿＿＿＿
②移動に関する詳細な事項＿＿＿＿＿＿＿＿
③情報共有方法＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

≫７．意思決定手続
①子の教育、日常生活、医学的治療に関する重要決定を誰がどのように下すか？＿＿＿＿
②意見の差異があるとき、どのように解決するか？＿＿＿＿

≫８．情報共有方法
①学校と関連した情報（学校の成績、規律問題、保護者の集まり、学校での親の活動）＿＿＿＿
②課外活動（塾、特技等）＿＿＿＿＿＿＿＿
③健康関連情報（疾病、健康検診等）＿＿＿＿

≫９．医療保険及び教育保険、年金の問題
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

非養育者の場合

・養育者の不適切な養育（過度に厳格、過度な放任等）が心配される。
・相手方が子を送りだすことのできない理由について弁明し、面接交渉に協力的でなく、気難しく振る舞い、非常に不便な方法で子に会っている。
・相手方が子に、自分について良くない偏見を与えているのか、子が自分と会う時間を楽しんでいないようで心配だ。

子の場合

・母親と暮らしているので、父親とも暮らしたい気持ちがある。
・自分たちも母親、父親と皆一緒に遊びに行きたい。
・父親はハンバーガーやゲーム機を買ってくれるが、母親は買ってくれない。
・なぜ自分たちは他の子たちのように一緒に暮らすことができないのか。いつか、母親と父親がもう一度一緒になってくれたらいいと思う。
・（面接交渉に）行きたくないのに、絶対に行かなくてはならないのか悩む。
・母親と父親が自分を間に置いて、綱引きをしているようで負担に感じる。
・他方の親に秘密を守るように言われると不安になる。
・他方の親と楽しく過ごすこと自体が、なぜか自分を悪い子にしてしまうと思う時がある。

以上列挙した複雑な問題によって、子が否定的な影響を受けないように子を保護し、世話をするという誓いと準備は、養育者を決定する問題より、長期にわたって重要な問題です。

Ⅱ．望ましい親の役割

親が離婚することになれば、今後は、私的で親密な交流をしてきた夫婦の関係から、子の利益が何であるかを考え、相手方と協力しなければならない「養育協力関係」に変化することになります。養育協力関係は、相手方と親の役割を共有し、同等程度の責任を負うことになります。

１．関係の再構築

親が離婚後に構築しなければならない新たな養育協力関係は、様々なビジネス関係や業務関係に比喩されます。養育協力関係の目標は、子を情緒的・肉体的に健康に育てることです。この目標を達成するために、一緒に行動することが、養育協力関係の役割であり、その基本指針は以下の通りです。

⑴ビジネス関係にある人々が、Win-Win 関係を約束するように、養育協力関係においても、持続的かつ長期的な関係のために、このような態度が必要になります。
⑵養育協力関係で予め組んでおいた時間分担の日程に狂いが生じる場合があれば、互いが信頼して妥協をしなければなりません。
⑶新たな養育協力関係での焦点は子の養育のはずであり、互いの経済問題やデート方式等、各自が処理する領域は、論議の対象ではありません。
⑷養育協力関係で各個人は、共同の礼儀を遵守しなければなりません。相談すべきことがある際、子に会う時間に相手を引き止めて話をするより、まず電話で約束をするのが望ましく、学校生活の変化のように、共同目的に影響を与える変化が生じる場合には、相手方に予め知らせて、他方の親と日程について相談しなければなりません。
⑸養育協力関係では、互いの感情的なサポートをする責任はないので、彼らの対話の中に感情が割り込まないようにしなければなりません。感情を取り除くことができれば、ふたりはどんなに大きな諸問題が生じても、賢明な解決策を探すことができるようになります。これは、感情を否定するという意味ではなく、他の時間と場所で自身の感情を安定的に表現し、養育協力関係を維持することを意味します。

前配偶者に子の養育に関する（配偶者ではない）事業パートナーとして接することが、はじめは不自然かもしれませんが、時間が経てば自然になっていきます。

２．関係の再構築を妨害する要因

親が離婚と関連した問題を、勝敗の問題と捉えたり、自身の感情に執着したりすることは、子を中心に置いた養育協力関係の再構築を困難にします。

⑴関心と同情心

周辺にいる人々に、自分が被害者であるという認識と自分に対する不適切な関心が生じるように仕向けることは、「同情心」という補償を得るためのものであることがあります（例：「なぜ自分にこのようなことが起こるのか？　人生はとても不公平だ」「あの人はいつも自分を利用した。自分を愛したことは絶対にない」）。

⑵コントロール

離婚した夫婦は、時に自分が相手方をコントロールしているという感覚に対する欲求が生じ、これを充足させるための言葉と行動をするようになります。自分に力があると感じて楽しみ、力に対する欲求は葛藤を増加させ、子の欲求よりも親の欲求を前面に押し出すようになります（例：「自分が気が向いたら養育費を送ってあげる」「休暇のときにあなたが子どもたちを連れて行ってもいいと言ったけれども、私の気持ちは変わった」「あなたに私が子の成績表を見せる必要はありません。あなたが直接先生に電話して調べてください」「判決では、あなたは夜 7 時から 8 時の間に子に電話をすることになっています。今は 9 時 10 分だからあなたは子と話をすることはできません」）。

⑶報復

報復しようという意図を持つ言葉や行動をするようになります。これは短期的には補償を受けることができるかもしれませんが、結局は状況を悪化させる復讐の悪循環につながることになります（例：「この前あなたが 20 分遅れたので、私もあなたを 20 分待たせることにする」「息子が自分と一緒にいるとき、私が望むヘアースタイルにさせる。みっともない髪型にしてやる」）。

3．子に関する問題の協議

養育協力関係では、協議を通じて見解の違いによる問題を解決することができます。離婚した親が子の福祉を優先にして、実際の協議に至ることのできる方法は次の通りです。

「親教育指針書」（韓国「親教育共同研究会」（2011年4月刊行））（翻訳）

段階	目標	実践行動
1段階	問題点を究明する	・約束をするために電話をする ・「アイ・メッセージ」等を使用する
2段階	意見を提示し、意見を反映させる	・自身が意見を言い、続いて相手の意見を聞いて、互いの意見を反映した解決策を探す
3段階	解決策をブレーンストーミングする	・評価ではなく、解決策を探る
4段階	1つの解決策を選択する	・子に最もよい解決策を探す
5段階	誰が、いつ、何をするか検討する	・誰が、何をいつまでにするか？
6段階	解決策を実行に移す	・制限された期間の間、最善のアイデアを試みる
7段階	再評価する	・成功の如何を論議するために、再び会う

［協議の過程で避けなければならない言葉］

・非難　　あなたのせいだ。
・無視　　それはあり得ない。全く理解できない。
・悲観　　私は生涯貧しく暮らすことになる。
・判断　　あなたは本当に利己的だ。
・心理学的分析　　あなたは子どもたちを本当に望んでいるのではない。ただ、自分と公平に分かち合いたいだけだ。
・極端な発言　　あなたがそうならば、私もしない。
・羞恥心　　あなたが浮気をして、あなたが家庭を壊した。
・脅威　　法の通りにして。
・被害者になる　　私は常に全てのことをしてきたが、ここに来て残ったものは何もない
・断絶　　あなたはあなたの弁護士と話をして。私は自分の弁護士を呼ぶ。
・当為　　あなたはもっと多くのことをしなければならない。
・烙印　　あなたは本当に愚かだ。
・否定的反応　　親A：あなたは子どもたちに過保護だ。
　　親B：少なくとも子どもたちが死ぬのではないかと心配してはいない。

4．効果的な養育協力関係の構築のための状況別指針

⑴円滑な意思疎通が難しいとき

深呼吸をして、実質的な問題が何であるか考えてみます。正しいこと、間違っていることを問いただしたり、非難したりすることは、無駄であることを理解し、肯定的な観点で問題を見通すことが必要です。

⑵子が他方の親に会うことを躊躇するとき

確信的で断固としながらも柔らかい声で子を説得しなければなりません。特別な理由がなければ、主に、なじみのない環境に適応し始めた何ヶ月かの間、子どもたちに通常見られる反応のせいです。面接交渉に先立って、1 日、2 日前に、子に話すことが心の準備をするのに助けとなるはずです。成長した子の場合は、同世代の友達と遊ぶことが好きなので、心にもない反応が見られることがあるため、両親が協議して約束したことに子が不満を示したとしても過度に心配したり、左右されたりする必要はありません。子の人生において非常に重要な関係を確保する機会を失うおそれがあるためです。

⑶子が自ら選択したがるとき

幼い子に非常に多くの方向を提示したり、決定する権限を与えたりすることは、危険である場合があります。子の未来に対する重要な決定は、両親双方が慎重に論議し、決定するのが望ましいことです。

⑷子が答えにくい質問をするとき

できるだけ簡単に、しかし、子の好奇心を充足させるだけ十分に答えようと努力しなければなりません。例えば、離婚について「お母さん、お父さんはまだお互いを好きだけれども、多くの部分で意見が合わないから一緒に暮らすことはできない」と答えるだけでも、十分な答えになるでしょう。

⑸経済的困難を経験するとき

経済的問題は、人の考えに影響を及ぼします。例えば、養育費を支給しない前配偶者は、子に会う資格もないと考えやすくなります。しかし、いかなる場合にも子と金銭の問題を結び付けてはいけません。子が金銭と関連した質問をするときは、子を安心させることができるように、断固としながらも信頼のある答えをして、子が親の心配をせず、親がその問題をしっかり解決すると信じられるよう回答するのが望ましいです。

⑹ふたつの家庭の規則が異なるとき

ふたつの家庭の生活パターンが異なるとしても、各家庭が互いの違いを尊重し、理解する雰囲気であれば、そしてまた、各家庭の規則が一貫して明らかであるならば、子はそれぞれの家庭にうまく適応することができるでしょう。

訳者注

⑴⑵　発行年は訳者により付加した。

⑶　表番号は、訳者が付したものである。なお原文では、〈表１〉は第２章の最後に位置する。

⑷　原書の本表には「小学校高学年」の欄は設けられていない。「小学校高学年」を含む細区分については、次節の「Ⅳ．子の年齢に基づく点検事項」の表に譲っている。

⑸　表番号は、訳者が付したものである。なお原文では、〈表２〉は第４章の最後に位置する。

⑹　書名は訳者により付加した。なお、発行年は誤植と思われたので訳者により訂正した。

⑺　括弧内の文章は、訳者により付記した。

⑻　表番号は、訳者が付したものである。なお原文では、〈表３〉は第７章の最後に位置する。